

令和4年度 信州産学共創フェローシッププログラム 募集要項

1 プログラムの概要

信州大学は令和2年度に文部科学省の「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の採択を受け、「信州産学共創フェローシップ制度」を創設いたしました。本フェローシップ制度は、科学技術イノベーション創出の担い手である優秀かつ意欲のある博士課程の学生を共創フェローに認定し、生活費等の支援により、研究に専念できる環境を提供することを目的としています。また、本フェローシップ制度は企業等との共同研究費を原資の一部とすることで、共創フェローが当該企業等との共同研究に参画し、企業等の事業化の考え方やスピード感等を実体験するとともに、各種のセミナー等の人材育成プログラムに参画することで、研究力の一層の向上を目指します。最終的には本学を含めた大学等の研究機関、民間企業、ベンチャー企業といった多様なキャリアパスを確保することで、学術的、社会的なイノベーションの創出に貢献します。

2 養成する人物像

本フェローシップでは、研究専念支援金や研究費を支給するとともに、各種の支援を行うことによって、以下に示す人材を育成いたします。

- (1) 研究者、技術者としての高い研究推進力を有し、優れたリーダーシップを発揮する人材
- (2) 専門研究領域のみならず、幅広い知見・ノウハウにより課題解決が可能な人材
- (3) 科学技術の成果を社会的価値につなげる志を持ち、ステークホルダーおよび専門家等と協力して研究開発及び研究成果の社会実装に当たる人材

3 申請資格

優れた研究能力を有し、研究・勉学に専念することを希望する者で、以下の要件を全て満たす者。(令和4年4月1日時点)

- (1) 信州大学大学院総合医理工学研究科に在籍する者。(入学予定者および合否判定待ちの受験者を含む。)ただし、医学系専攻医学分野又は生命医工学専攻4年制コースの1年次(在学月数12ヶ月未満)の者を除く。また、入学者選抜に出願または合格し、入学しなかった場合は、受給資格を失う。
- (2) 社会人学生は支援対象とするが、所属機関等から十分な生活費相当額(※)を受給可能な制度がある場合は支援の対象外となる。(※控除前所得が年間240万円/年を基準とする。アルバイト等の収入は除く。)
- (3) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生でないこと。
- (4) 併給が認められない他の奨学金等の受給者でないこと。
- (5) 区分A又は区分Bのいずれかを指導教員等が合意していること。

区分A：指導教員が企業と年間総額500万円以上の共同研究(複数案件の合算も

可)を実施しており、その間接経費を共創フェロー支援に充当することを指導教員等が合意できること。なお、共創フェローへの支援経費として、共同研究の間接経費が10%の契約の場合は、10%分の全額を共創フェローへの支援経費とし、間接経費が30%または40%の場合は、間接経費から70万円/年を優先的に共創フェローへの支援経費とする。

区分B：指導教員が企業と実施する共同研究に、従来の間接経費とは別で90万円/年の共創フェロー支援経費を計上できること。

4 共同研究先企業等の負担

共創フェローには指導教員が実施する企業等との共同研究に参画していただきますが、当該の共同研究に係る共同研究経費等から、事業経費の一部（上記申請資格（5）のとおり）を拠出していただきます。ただし、共創フェローへの支援が1年未満の場合、月割（支援期間）でご負担いただきます。

5 認定人数

1学年の認定人数の上限は最大13名

6 フェローシッププログラムの事業概要

（1）フェローシップ（研究専念支援金と研究費）の支給

○ 支給上限額

- ・ 研究専念支援金 年間180万円
- ・ 研究費 年間 30万円

※ただし、年度途中の採用は、認定されたフェローシップ支給期間に相当する額を支給します。（別表1参照）次年度以降はフェローシップ支給対象者として認められている期間に応じ、最大12か月まで支給します。

○ 支給期間

採用以降、3年間を限度として、フェローシップ支給対象者として認められている期間

※企業との共同研究契約によっては単年度になる場合があります。

※支給中止・停止要件に該当した場合は、支給期間が短くなる場合があります。

○ 授業料免除

共創フェローの総合医理工学研究科の授業料については、その全部又は一部免除されます。

（2）研究力向上支援

○ 共同研究への参画（必須）

指導教員と企業が実施する共同研究に参加し、企業等の事業化の考え方やスピード感等を実体験します。また、企業等の担当者とのコミュニケーション能力や調整能力等の向上も目指します。

○ セミナー、ワークショップ（推奨）

共創フェローの研究力向上のため、英語論文執筆セミナー、英語での研究発表セミナー、グラントライティングセミナー、知的財産セミナー、イノベーションセミナー、科学技術政策特論等を開催します。

○ 研究発表会・意見交換会（必須）

多角的、実践的な研究力を向上させるため、企業関係者や他分野の博士課程の学生等も参加する研究発表会や意見交換会を開催します。

(3) キャリアパス支援

○ 企業インターンシップ（推奨）

インターンシップを希望する共創フェローを対象に、インターンシップ先企業とのマッチングや事前研修、事後研修を含むインターンシップ支援を行います。共創フェローを対象に旅費等を補助します。

○ メンターとの面談（必須）

指導教員以外の教員や企業関係者がメンターとなり、月に1回程度のメンタリングを行います。

○ 資格・検定試験の受験補助（推奨）

TOEIC や知的財産管理技能検定等の受験を希望する共創フェローを対象に受験料を補助します。

○ アントレプレナーシップ養成支援（必須、推奨）

大学院講義「大学発技術系ベンチャー実践論」への参加を必須とする他、各種のアントレプレナーシップ養成支援に関するイベント等を開催します。

7 共創フェロー認定者の義務

共創フェローとして認定された者は次に定める義務を負います。

- (1) フェローシップ申請書に記載した研究計画に基づき、自身の研究に専念すること。
- (2) エフォートを考慮した上で、指導教員が実施する企業との共同研究に参画すること。
- (3) 大学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。
- (4) 受給中少なくとも年に1回以上の学会発表を行うこと。
- (5) 知的財産管理技能検定2級、TOEIC750点の取得を目標にすること。
- (6) 大学院講義「大学発技術系ベンチャー実践論」を聴講すること。
- (7) 研究倫理教育 APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN) を受講すること。
- (8) 毎年度末及び受給期間終了後速やかに活動報告書を提出すること。
- (9) メンターによる面談を定期的に受けること。

※ 毎年度、評価を行い、活動状況や義務履行状況が十分ではないと判断された者については、共創フェローとしての認定を取りやめることがあります。

8 申請手続き

以下の日程で審査を行い、対象者を決定します。定員に満たない場合は、追加募集を行います。

(1) 申請締切 別表2

(2) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、下記連絡先までメールで提出してください。申請書は事業 HP (<https://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/fellowship/>) からダウンロードしてください。また、英語力を証明する書類 (TOEIC、TOEFL、英検などのスコアのコピー) があれば併せて提出してください。

(3) 備考

本フェローシップの趣旨に鑑み、申請を希望する者と、指導教員や共同研究先の民間企業との間で事前に十分な協議を行なったうえで申請してください。共同研究の締結が確約または見込めることを前提とします。共同研究を実施していない場合は、フェローシップ事業事務局にご相談ください。

9 審査方法・審査体制

(1) 審査方法

選抜試験内容として、修士課程、または6年制の学部 (例：医学部) での学業成績、及び、博士課程において取り組む研究計画、英語等の語学力、知的財産等に関する知識、リーダーシップ (ファシリテーション能力や調整力を含む) 等について、書面および面接選考で評価します。信州大学における入学者選抜の出願書類 (個人情報を含む) を審査の資料として利用しますので、あらかじめご了承ください。また、共同研究の締結について確認し、厳正な審査の上、判断します。

(2) 審査日

申請締切から一週間を目途に設定します。詳細は追って連絡します。

10 選考結果発表

本人および指導教員宛メールにて通知します。

共創フェローとして採択された候補者には、必要な手続き書類を下記連絡先に提出いただきます。

なお、共創フェローの氏名は、後日ホームページ等で公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

11 追加募集について

令和4年4月期の募集で認定人数に満たない場合は各月ごとに追加募集を行います。定員になり次第、募集を締め切ります。

申請締切 支給開始期間の前月の25日 (土日祝日の場合はその前日) (別表2)

審査日 申請締切から一週間を目途に設定します。詳細は追って連絡します。
選考結果 審査日から二週間を目途に通知します。

※認定人数についてはホームページで確認できます。

12 注意事項

- フェローシップのうち研究専念支援金の支給は、原則として毎月、受給学生が指定する口座に決定額の当該月割分に相当する額を振り込みます。(別表1)
- 生活費相当経費として支給する研究専念支援金は「雑所得」に該当するため、課税対象となり所得税に関する確定申告が必要となります。
- 親族の扶養に入っている場合、研究専念支援金の受給により、扶養の対象外となる場合がありますので、採択された旨を親族等に知らせてください。
- 研究費を使用する際は、指導教員・メンター教員に相談し、指導教員の監督のもと、本学の定める公的研究費に関する諸規則に従い、適正な研究費の執行手続きをしてください。
- 令和4年度以降の募集に関して、国の令和4年度予算の状況により変更があり得ますので、あらかじめご了承ください。

13 連絡先

本フェローシップ制度の詳細につきましては、下記までご連絡ください。

信州大学 信州産学共創フェローシップ事業事務局（学務部学務課大学院室）

E-mail: fellowship@shinshu-u.ac.jp

ホームページ：<https://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/fellowship/>

別表1（項目6（1）及び12関係）

令和4年度 支給（受給）期間	支給上限額	
	研究専念支援金	研究費
2022/4/1～2023/3/31（12か月）	180万円	30万円
2022/5/1～2023/3/31（11か月）	165万円	27.5万円
2022/6/1～2023/3/31（10か月）	150万円	25万円
2022/7/1～2023/3/31（9か月）	135万円	22.5万円
2022/8/1～2023/3/31（8か月）	120万円	20万円
2022/9/1～2023/3/31（7か月）	105万円	17.5万円
2022/10/1～2023/3/31（6か月）	90万円	15万円
2022/11/1～2023/3/31（5か月）	75万円	12.5万円
2022/12/1～2023/3/31（4か月）	60万円	10万円
2023/1/1～2023/3/31（3か月）	45万円	7.5万円
2023/2/1～2023/3/31（2か月）	30万円	5万円

2023/ 3/1～2023/3/31 (1 か月)	15 万円	2.5 万円
----------------------------	-------	--------

別表 2 (項目 11 関係)

令和 4 年度 支給 (受給) 期間	申請締切
2022/4/1～2023/3/31 (12 か月)	2022/4/25 17:00
2022/6/1～2023/3/31 (10 か月)	2022/5/25 17:00
2022/7/1～2023/3/31 (9 か月)	2022/6/24 17:00
2022/8/1～2023/3/31 (8 か月)	2022/7/25 17:00
2022/9/1～2023/3/31 (7 か月)	2022/8/25 17:00
2022/10/1～2023/3/31 (6 か月)	2022/9/22 17:00
2022/11/1～2023/3/31 (5 か月)	2022/10/25 17:00
2022/12/1～2023/3/31 (4 か月)	2022/11/25 17:00
2023/ 1/1～2023/3/31 (3 か月)	2022/12/23 17:00
2023/ 2/1～2023/3/31 (2 か月)	2023/1/25 17:00
2023/ 3/1～2023/3/31 (1 か月)	2023/2/24 17:00